

選手育成強化事業助成要綱

平成27年5月30日 要綱第1号

(助成の目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が選手（小学生及び中学生並びに高校生）の育成強化を図るために実施する事業に対し、経費の一部を助成することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、当該年度中に加盟団体が行う練習試合及び強化合宿等の事業とする。

2 選考基準は以下とする。

- (1) 今年度及び前年度県大会でベスト8以上の成績をあげた個人及び団体
- (2) 今年度全国で活躍が大いに期待できる個人及び団体

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、練習試合及び強化合宿等に要する旅費及び宿泊経費とする。

(助成金の額)

第4条 事業費は、予算の範囲において、小・中学生及び高校生に対する助成とする。内訳は、事業費の概ね半額を小・中学生、残りの半額を高校生とし申請状況により振り分けする。

- 2 助成金の額は、一人当たり、小学生日帰り 1,000 円、中学生及び高校生日帰り 2,000 円、小学生1泊 5,000 円、2泊 9,000 円、中学生及び高校生1泊 6,000 円、2泊 10,000 円とし、それぞれ2泊までを上限とする。なお、引率指導者については2名を上限とし、助成金の額は中学生及び高校生に準ずる。
- 3 1 加盟団体が受けられる助成金の総額は、同一年度内に 25 万円を限度とする。但、競技団体の場合は小学生・中学生は、個別団体扱いとし、小学校・中学校・高等学校体育連盟の場合は、競技種目ごとの個別団体扱いとする。
- 4 予算の範囲内で会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(交付申請及び申請期限)

第5条 助成金の交付を受けようとする加盟団体の代表者（以下「代表者」という。）は、選手育成強化事業助成金申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）と成績を証明できる大会結果等の資料を添えて、8月31日までに一般財団法人佐渡市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 審査～交付決定は、受付ごとに随時実施し、申請期限以降でも、助成金が上限に達していない場合は追加で受付する。

(助成金交付の決定)

第6条 会長は、前条の助成金の交付申請を受理したときは、内容を審査の上、適当と認められたものについて、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業が終了後速やかに選手育成強化事業実績報告書（様式第4号）に練習試合・強化合宿等実績書（様式第5号）を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の額の決定)

第8条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、選手育成強化事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、選手育成強化事業助成金交付確定通知書（様式第6号）に基づき速やかに助成金を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めなき事項又は疑義が生じた事項については、その都度、佐渡市スポーツ協会と加盟団体が協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。